

平成 29 年 9 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社コーセーアールイー
代 表 者 代表取締役社長 諸藤 敏一
(コード番号：3246 東証第二部・福証)
問合せ先 常務取締役管理部長 吉本 晋治
(T E L : 092-722-6677)

新株式発行及び株式の売出し並びに
親会社以外の支配株主の異動に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 9 月 29 日開催の取締役会において、下記のとおり、新株式発行及び当社株式の売出しを行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。また、当該新株式発行に関連して、当社の親会社以外の支配株主の異動が生じる見込みですので、併せてお知らせいたします。

なお、当社は本日、株式会社東京証券取引所より、当社株式の東京証券取引所市場第一部指定の承認をいただいております。詳細につきましては、本日付で公表しております「東京証券取引所市場第一部指定承認に関するお知らせ」をご参照ください。

【本資金調達目的】

当社グループは、当社（株式会社コーセーアールイー）及び連結子会社 2 社（株式会社コーセーアセットプラン、株式会社アールメンテナンス）で構成されており、ファミリーマンション販売事業、資産運用型マンション販売事業（注）、不動産賃貸管理事業、ビルメンテナンス事業を手掛けております。

その中でも、ファミリーマンション販売事業は、福岡都市圏を中心に首都圏、九州各県の中核市において、資産運用型マンション販売事業は、賃貸需要の高い福岡市中心部において、「理想の住まいづくり」の理念のもと、高品質を追求した分譲マンション「グランフォーレ」シリーズの企画・開発・販売を行っております。

当社グループが属する分譲マンション業界においては、金融緩和政策による低金利等により、市況は堅調に推移しておりますが、土地価格や建築費の上昇により、需給が不均衡となる可能性があります。また、当社グループが事業基盤とする福岡都市圏は、人口増加に伴い今後も住宅需要が拡大していくエリアである一方で、地場事業者以外の大手事業者の参入も進行しており、仕入・販売競合はますます激しくなるものと、当社は考えております。

このような環境のもと、当社グループは適正な利益水準を保持しつつ、資産価値の高い商品を継続して供給し、「堅実な成長」を目指して、今期平成 30 年 1 月期から平成 32 年 1 月期までの 3 ヶ年に係る中期経営計画 2017（平成 29 年 3 月 13 日公表）を策定し、その中で以下の取組みを推進しております。

ファミリーマンションの仕入においては、福岡都市圏及び九州各県中核市をターゲットとし、プロジェクト販売総額の拡大に取り組み、首都圏においては、平成 29 年 1 月期から増強した要員を中心に、仕入体制の再構築を図っております。また、土地価格や販売価格の動向を十分に踏まえ、慎重な価格設定

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

と顧客ニーズにマッチした仕様企画を行っております。

販売においては、常設モデルルームの新設を含め営業拠点の見直しを図り、営業戦力投入の効率化と販売費の抑制に努めております。

資産運用型マンションの仕入においては、販売のペースアップに対応し、十分な商品量の確保に注力しております。

今般の調達資金は、上記取組みをさらに推進し、新規物件の供給・販売戸数の拡大を目的として福岡都市圏及び九州各県中核市並びに首都圏におけるファミリーマンション用地、資産運用型マンション用地の仕入資金の一部に充当する予定であります。

これにより、新規物件の供給・販売戸数をそれぞれ伸ばし、業容の拡大を目指すと共に、資本性の資金調達を実施することで事業環境の変化やリスクの顕在化に耐えうる強固な財務基盤を確立し、更なる企業価値向上を目指してまいります。

(注) ファミリーマンション販売事業には、戸建及び中古ファミリーマンション販売を含み、資産運用型マンション販売事業には、中古資産運用型マンション販売を含んでおります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

. 新株式発行及び株式の売出し

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 1,740,000 株
- (2) 払込金額 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 29 年 10 月 10 日（火）から平成 29 年 10 月 13 日（金）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、S M B C 日興証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）から払込金額（引受人より当社に払込まれる金額）を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成 29 年 10 月 20 日（金）
- (8) 受渡期日 平成 29 年 10 月 23 日（月）
- (9) 申込証拠金 1 株につき発行価格と同一の金額
- (10) 申込株数単位 100 株
- (11) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、発行価格（募集価格）、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 諸藤敏一に一任する。
- (12) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記【ご参考】1.をご参照）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 260,000株
なお、上記売出株式数は上限の株式数を示したもので、需要状況等により減少する場合、又は本売出しが全く行われな場合がある。売出株式数は需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 S M B C 日興証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況等を勘案し、一般募集の主幹事会社である S M B C 日興証券株式会社が当社株主である諸藤敏一（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式について追加的に売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 一般募集における申込証拠金と同一とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 諸藤敏一に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新株式発行（本第三者割当増資）（後記【ご参考】1.をご参照）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 260,000株
- (2) 払 込 金 額 一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 及 び 割 当 株 式 数 S M B C 日興証券株式会社 260,000 株
- (5) 申 込 期 日 平成 29 年 11 月 14 日（火）から平成 29 年 11 月 20 日（月）までの間のいずれかの日。ただし、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して 30 日目の日（30 日目の日が営業日でない場合はその前営業日）の 2 営業日後の日とする。
- (6) 払 込 期 日 平成 29 年 11 月 15 日（水）から平成 29 年 11 月 21 日（火）までの間のいずれかの日。ただし、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して 30 日目の日（30 日目の日が営業日でない場合はその前営業日）の 3 営業日後の日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。



- (8) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 諸藤敏一に一任する。
- (9) 上記(5)に記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

【ご参考】

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、260,000株を上限として、一般募集の主幹会社であるS M B C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、S M B C日興証券株式会社が貸株人から借り入れた当社普通株式（以下「借入株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は、平成29年9月29日（金）開催の取締役会において、S M B C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。

S M B C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から当該申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注））オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、S M B C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、S M B C日興証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

S M B C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する場合、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

S M B C日興証券株式会社が本第三者割当増資の割当に応じる場合には、S M B C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、S M B C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、S M B C日興証券株式会社は本第三者割当増資に係る割当に応じず、申込みを行わないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(注) シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成 29 年 10 月 10 日(火)の場合、「平成 29 年 10 月 13 日(金)から平成 29 年 11 月 10 日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成 29 年 10 月 11 日(水)の場合、「平成 29 年 10 月 14 日(土)から平成 29 年 11 月 10 日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成 29 年 10 月 12 日(木)の場合、「平成 29 年 10 月 17 日(火)から平成 29 年 11 月 15 日(水)までの間」

発行価格等決定日が平成 29 年 10 月 13 日(金)の場合、「平成 29 年 10 月 18 日(水)から平成 29 年 11 月 16 日(木)までの間」

となります。

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	8,368,000 株	(平成 29 年 9 月 29 日現在)
一般募集による増加株式数	1,740,000 株	
一般募集後の発行済株式総数	10,108,000 株	
本第三者割当増資による増加株式数	260,000 株	(注)
本第三者割当増資後の発行済株式総数	10,368,000 株	(注)

(注) 前記「 3. 第三者割当による新株式発行」の割当株式数の全株式に対し S M B C 日興証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の株式数です。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本第三者割当増資の手取概算額合計上限 2,483,496,000 円については、福岡都市圏及び九州各県中核市並びに首都圏におけるファミリーマンション用地、資産運用型マンション用地の仕入資金の一部として、平成 30 年 1 月末までに 420,000,000 円を、平成 31 年 1 月末までに 1,063,496,000 円を、平成 32 年 1 月末までに 1,000,000,000 円を充当する予定です。

なお、実際の充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針です。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記(1)「今回の調達資金の使途」に記載の使途に充当することにより、当社グループの企業価値の更なる向上につながるものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社の配当政策は、当社制定のコーポレート・ガバナンス基準により、連結配当性向 30%を重要な指針とし、株主資本の水準を勘案して決定することを基本方針としております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

当社は、期末配当として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会であります。

なお、当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、「取締役会の決議により毎年7月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保資金につきましては、中長期的な視野に基づいた事業規模拡大のためのプロジェクト資金に充当したいと考えております。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成27年1月期	平成28年1月期	平成29年1月期
1株当たり連結当期純利益	111.15円	60.67円	83.02円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	20円 (円)	25円 (円)	50円 (円)
実績連結配当性向	18.0%	20.6%	30.1%
自己資本連結当期純利益率	24.9%	22.4%	25.1%
連結純資産配当率	4.5%	4.6%	7.6%

(注) 1. 当社は、平成29年2月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

このため、平成28年1月期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり連結当期純利益を算定しております。なお、平成27年1月期については、当該株式分割が行われる前の数値で記載しております。また、1株当たり年間配当金については、実際の配当金の額を記載しております。

2. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、算出時の1株当たり年間配当金については、平成29年2月1日付の株式分割が、平成28年1月期の期首に行われたものと仮定し、平成27年1月期については、当該株式分割が行われる前の数値を使用しております。

3. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益（又は親会社株主に帰属する当期純利益）を、自己資本（連結純資産額合計から少数株主持分（又は非支配株主持分）を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値です。

4. 連結純資産配当率は、1株当たりの年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。なお、算出時の1株当たり年間配当金及び1株当たり連結純資産については、平成29年2月1日付の株式分割が、平成28年1月期の期首に行われたものと仮定し、平成27年1月期については、当該株式分割が行われる前の数値を使用しております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成27年1月期	平成28年1月期	平成29年1月期	平成30年1月期
始 値	506 円	751 円	775 円 860 円	800 円
高 値	910 円	904 円	1,960 円 879 円	1,636 円
安 値	435 円	656 円	550 円 792 円	725 円
終 値	752 円	775 円	1,863 円 795 円	1,418 円
株価収益率	6.77 倍	6.39 倍	9.58 倍	- 倍

- (注) 1. 株価は、平成28年9月27日までは東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、平成28年9月28日以降は東京証券取引所市場第二部におけるものであります。
2. 印は、平成29年2月1日付の普通株式1株につき2株の株式分割による権利落後の株価であります。
3. 平成30年1月期の株価等については、平成29年9月28日(木)現在で記載しております。
4. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、平成28年1月期の株価収益率算出時の1株当たり連結当期純利益については、平成29年2月1日付の株式分割勘案前の数値(121.34円)を使用しております。また、平成30年1月期については未確定のため記載しておりません。

過去5年間に行われた第三者割当増資における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関し、当社株主である諸藤敏一及び株式会社TMIトラストは、SMB C日興証券株式会

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

社に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、S M B C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、発行価格等決定日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）を売却等しない旨を合意しております。

また、当社はS M B C日興証券株式会社に対してロックアップ期間中は、S M B C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割による新株式発行等及びストックオプションに係る新株予約権の発行を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、S M B C日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

親会社以外の支配株主の異動

1. 異動が生じる経緯

平成 29 年 9 月 29 日開催の取締役会において決議しました前記「新株式発行及び株式の売出し」の公募による新株式発行（一般募集）に記載の新株式発行に伴い、下記のとおり当社の親会社以外の支配株主の異動が生じる見込みであります。

2. 親会社以外の支配株主に該当しなくなる株主の概要

- (1) 氏 名 諸藤敏一
- (2) 住 所 福岡県福岡市
- (3) 当社との関係 代表取締役社長

3. 異動の前後における当該株主の所有する議決権の数及び議決権所有割合

	属性	議決権の数（議決権所有割合）		
		直接所有分	合算対象分	計
異動前 (平成 29 年 7 月 31 日現在)	支配株主 (親会社を除く。)	25,040 個 (30.71%)	21,453 個 (26.31%)	46,493 個 (57.02%)
異動後	主要株主	25,040 個 (25.31%)	21,453 個 (21.68%)	46,493 個 (46.99%)

(注) 1. 議決権所有割合については、小数点第三位を四捨五入しております。

2. 合算対象分には、コーセイアールイー役員持株会における持分を含んでおります。

3. 異動前の議決権の数(議決権所有割合)は、平成 29 年 9 月 29 日現在の発行済株式総数 8,368,000 株から議決権を有しない株式として平成 29 年 7 月 31 日現在の自己株式 211,200 株及び単元未満株式 2,700 株を控除した総株主の議決権の数 81,541 個を基準に算出しております。

4. 異動後の議決権の数(議決権所有割合)は、異動前の総株主の議決権の数 81,541 個に今回の公募による新株式発行による増加議決権数 17,400 個を加えた総株主の議決権の数 98,941 個を基準に算出しております。

4. 異動予定年月日

平成 29 年 10 月 20 日(金)

5. 今後の見通し

本件異動による、当社の経営体制及び業績等への影響はありません。

以上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式の売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。